

建設水道常任委員会会議録

平成15年8月21日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浅井 正八	○三木 誓士	飯高 昭二
中川 靖弘	吉川 勝義	森河議長

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	都市建設部長	北村 光朗
建 設 課 長	堤 和雄	建 設 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	観光産業課長	田口 好夫
同 課 長 補 佐	辻本 邦好	同 課 長 補 佐	永井 克育
都市整備課長	藤本 宗司	同 課 長 補 佐	藤川 岳志
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上水道課長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下水道課長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	角井 敏文

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 吉川委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。始めに町長が出張されておりますので、助役さんの挨拶をお受けいたします。芳村助役

（ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、吉川委員、中川委員のお二人を指名いたします。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課 継続審査であります公共下水道に関することについて報告いたします。まず、県が施工いたしております流域下水道事業の7月末時点におけます進捗状況でございますが、安堵町におけます中継ポンプ場築造工事につきましては、約94%の進捗率で、このポンプ場に設置されます電気設備、機械設備につきましても、それぞれ、へいせい17年3月の完成を目指し順調に工事が進められております。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、シールド掘進作業が順調に進められており、現在約18%の進捗率であります。

次に、町公共下水道工事の進捗率についてであります。国の経済対策であります、平成14年度補正予算事業として明許繰越をし、法隆寺西1丁目地内で発注いたしております管渠埋設工事及び、龍田北1丁目地内におけます4件の測量設計業務につきましては完了いたし

ております。

次に、6月議会におきまして議決いただきました、龍田汚水幹線管渠工事2件であります。現在、本体工事に着手するための事前の準備作業に入っており、平成16年3月10日の完成を目指して順調に作業が進められております。

次に、財団法人奈良県下水道公社についてでございますが、平成15年3月31日をもって解散されたことに伴いまして設立時に出資しております額、39万7千円が返還されましたことから、9月議会において一般会計において所要の補正を行います。

最後に、供用開始に向けての準備作業といたしまして、本年秋から、まず、公共下水道の工事が完了いたしております区域の自治会を対象に公共下水道への接続について説明会を開催し、少しでも多くの家庭が公共下水道を利用していただけるよう、また、水洗化促進に対しまして、ご理解いただけるよう進めていく予定であり、そのための準備に入っております。以上簡単ではございますが、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。次に、各課報告事項として、まず始めに9月定例会提出予定議案について、予め説明を受けることにいたします。

はじめに、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

上水道課
長

平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算、第2号について五節目申し上げます。資料1に基づき説明させていただきます。平成15年

緊急地域雇用創出特別交付金事業として、水道管路情報構築事業の追加要望が認められたことにより、収入の部で、第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益、第2目、他会計補助金、第2節、他会計補助金、1521万円の緊急雇用対策補助金の増額と、支出の部で第1款、水道事業費用、第1項、営業費用、第2目、配水及び給水費、第9節、委託料、1521万円の水道管路情報構築事業の増額をお願いするものであります。内容につきましては、配管図の電子化を行い、水道維持管理の高度化、つまり震災等、特に本管割れなどによる、危機管理の向上や水道需要者へのサービスの向上を図るものであります。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

飯高委員 水道管の情報という事であげておられるんですけど、これは恐らく電算導入という事でされてると思うんですけど、今までの水道管路の施設の管理の状況と、今後管路情報の電算導入にあたっての管理のシステム、特徴と機能について教えていただきたいと思います。

上水道課長 今現在の管理の状況と今後の電算化に伴う管理の状況ということで2点質問いただいております。現在におきまして、先般報告させていただきましたように、斑鳩町、税金で水道管はさせていただいております。その中で配管図は斑鳩町にございますが、細かい配管図がございません。ただ、図面上で整理させていただいております。その関係等につきまして今後十分な管理をする中、現在におきましては、本管割れ等につきましては、情報をいただきそこへ赴き、できるだけ汚水の断水を少なくするような対応をさせていただいているのが現状でございます。それと今後電算化に伴い、十分な管理ができるようにその対応を整えて、また住民の方々におきまして何かご質問がありましたら、その電算化に伴い情報、発信を皆さんに報告させていただきたいと思っております。また本管割れにつきましても即刻対応できるように、ま

た断水等につきましては、できるだけ少なくできるような体制をとって、整えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 町長専決処分について承認を求めることについて、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算、第1号について、ご説明申し上げます。資料2に基づいて説明させていただきます。企業債の支払利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が許可され、8月31日に借換を行うため、7月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであり、議会に報告し、承認を求めるものであります。それでは資料の3ページをお願いします。内容につきましては、収入の部で第1款資本的収入、第3項企業債、第1目企業債、第1節企業債4320万円、公営企業の増額と、支出の部で第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第3目企業債償還金、第1節企業債償還金、4386万円、公営企業の増額であります。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 以上、9月定例会提出予定議案については、予め説明を受けたというところで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。（1）町営住宅の入居について報告を求めます。

建設課長

町営住宅の入居についてであります。まず初めに、目安北団地への移転入居される、興留、五百井団地11戸のうち6戸の方が移転され、残り4戸の方は今月中に移転完了の予定であります。また、前回の委員会でもご報告いたしておりますが、いかるがパーウェイ事業に伴い、立ち退きをお願いしております三室交差点東側の借家にお住まいされている方につきましては、町営住宅への入居希望でありますことから、斑鳩町町営住宅条例第5条の規定による特例入居として、目安北団地に確保しており、移転にむけての交渉合意完了後、入居予定であります。次に、町営住宅入居者募集結果についてであります。お手元に配布いたしております資料3に基づきましてご説明させていただきます。今回の募集は、空家による募集として追手団地、長田団地、新規募集として、目安北団地であります。募集は町広報誌に掲載いたしまして、各団地の部屋ごとに申し込みいただく方法として実施いたしました。申し込み用紙の配布は7月4日から7月18日の間、受付は7月14日から7月28日の間で、69戸の応募となりました。追手団地3DKは1戸の募集に対し4戸の申し込みを受付いたしました。次に、長田団地A棟4DK、B棟3DKの各1戸であります。2戸の募集に対しまして、12戸の申し込み受付をいたしました。倍率は5倍と7倍であります。次に、目安北団地であります。9戸の募集内訳としまして、身体障害者向け住宅3DKの1戸、一般向け住宅2DKが6戸、3DKが2戸であります。倍率は最小3倍、最大12倍であります。身体障害者向けが3倍であります。申し込み受付後、8月1日から8月13日までの間で、応募者各戸を訪問いたしまして、居住状況等の実態調査を実施いたしましたところあります。現在、調査内容の整理等を行っており、調査結果を基に8月27日は町営住宅入居者選考委員会の開催を行っていただき、ご審議をいただきまして、入居者を決定してまいりたいと考えております。以上が、町営住宅の入居についての報告であります。

助 役 先ほど私の挨拶の中であと残り10戸の公開抽選という事で説明いたしまして、中川委員から指摘を受けたわけですが、その時に、身障者の9戸という事で説明したんですが、それは私の間違いであって、あくまでも特別入居でパークウェイの方がそこへ入るとく事で希望されたと、目安団地希望されたという事で、特別だという事で9戸で間違いありませんので、ご訂正させていただきます。

委員長 もし、他の人があったら、その方は出られるわけですか、身障の方が希望あれば替わるのではなく、そのままそこに入ってもらえるのか。

助 役 身障の方は募集するんですが、特別というのは、鬼坂の2軒のパークウェイに係る移転で、その方がそこを希望されたという事でございますから、特別枠として目安団地にその方が優先的に入っていただくという事でございますので、これからずっとお入りになるのか、また出ていかれるのか、今は判断がつかない状況でございます。

委員長 あの方がパークウェイでかける方が、特別的に先にあそこに行ってもらおうという事ですね。分かりました。

中川委員 その方の予定として、今住居を新築しているから4ヶ月、5ヶ月の予定だからそこに入るというのではなしに、今の所は予定なしですか。

建設課長 先ほども説明させていただきましたように、その方につきましては借家でありまして、今その借家部分が事業地にかかるという事で交渉されてます。借家に入居されてる方と持ち主の方がある程度合意という状況に達してきておりますので、その中で借家住まいの方が住む所がないという事で、住宅希望されているところでございます。

三木委員 今回の説明ですと、目安北団地の身体障害者向けの1棟が最小倍率の

3倍であるという事で、おそらくこの1軒だけが3倍であろうと想像します。この確認が1つ。それと最大が12軒という事ですが、他の9棟ですね、その倍率について最大という事ですけども、最大の皆さんが希望されている所はどういう所なのか、1階なのか2階なのか3階なのか、その辺の所倍率的にはどうなんですか。12が最大という事で。

建設課長 身障の方の1戸の申し込みに対しまして3倍であるという事ですけども、これは3人の方が申込をされているという事です。もう1つ最大の12戸についてはどの階であるのかという事なんですけど、これにつきましてはこの団地の3階の部屋で305号という部屋が12倍という形でございます。

三木委員 という事になると、3階の倍率が高い、1階が低いという風に解釈していいですか。

建設課長 他にもあるんですけど、一概ではないです。募集としては—1階は身障の部屋なんですけど、2階3棟と3階5棟ありますので、その中では倍率が低いところもある。4倍、5倍の所もありますし、10倍もあります。一概に上の方が高いという事にはならないのではないかなと思います。

三木委員 後から見せてもらう事は可能ですか。

建設課長 はい。

中川委員 長田のA、B各棟に関しての倍率が1点と、いつ頃だいたい抽選を予定されているのか、お願いします。

建設課長 長田団地につきましては、A棟が7倍、B棟が5倍であります。抽

選の時期という事なんですけど、これにつきましては先ほども申し上げましたように、27日に選考委員会を開いていただくと。その中でその方法について、また日程についても決定していきたいと考えておりますので、なるべく早い時期にはしたいという風には思っておりますので、委員会とも相談しながら決めていきたいと思っております。

中川委員 方法については公開抽選やろ。

建設課長 方法についても合わせて委員会の方でご審議いただいて。

中川委員 公開抽選しかしようがないと町長言ってはりましたやん。

助 役 そういう事なんですけど、8月27日に選考委員会を開いていただいて、どういう形で選考していただくかという事を審議していただく。その委員会の結果において事務執行をしたいと考えております。あくまでも原則としては公開抽選になるであろうと、このように思っております。

中川委員 なるべく早く入りたいという思いで募集されてると思っておりますので、一日でも早く決定できるようにお願いしておきます。

委員長 次に(2)台風10号による対応について、報告を求めます。

建設課長 台風10号による対応についてご報告申し上げます。大型で強い台風10号が8月8日夜から9日朝にかけて近畿地方を通過いたしました。兵庫県西宮市に上陸し、奈良県の北側を通過していきました。当町の対応といたしましては、8日午前11時35分奈良県全域に強風、大雨、洪水、雷注意報が発令、更に、午後4時35分に奈良県北部に暴風警報が発令され、災害に対する警戒態勢をとるため、勤務終了後も引き続き、役場職員約60名が9日朝まで待機いたしまして、有事

に備えたところであります。また、龍田4丁目の女性でひとり暮らしの方から、平成10年9月の台風7号が襲来の際、非常に怖い思いをしたことから、今回は自主的に避難したいとのことから、午後6時40分すぎから、その方1名が西公民館に自主避難されました。しかし、他の住民の方からの自主避難の連絡や被害の通報等もなく、9日午前には暴風警報も解除となり、避難されていた方も9時30分過ぎには帰宅されました。台風10号が奈良県に一番接近し、風雨が一番強くなってきたのは9日明け方であり、町内河川をはじめ、都市下水路等の巡回警備を行い、災害発生に早期に対応すべく警戒したところであります。その後、住民から被害報告等の連絡もないことから、警報が解除になった9日9時ごろから、町内道路やカーブミラーの点検等を行ったところであります。以上で、平成15年8月8日から9日にかけて、台風10号来襲に対しまして、町が対応いたしました内容であり、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見あればお受け致します。

(質疑なし)

委員長 次に(3)開発指導要綱の見直しについて、報告を求めます。

都市整備課長 斑鳩町開発指導要綱、要領の見直しについてでございます。奈良県では都市計画法に基づく開発行為の許可に関して、奈良県開発許可要綱により法令に規定する技術的基準と併せて開発行為に対して県独自の規定を定めて、一定の良質な住宅宅地の供給の水準を確保できるように運用されてきたところでありますが、この度、同要綱が改正され、平成15年11月1日から、開発許可制度に関する審査基準として法令に規定される基準どおりの取り扱いを基本とした運用として改正施行され、今日までの公共施設としての道路の舗装や勾配、公園の形状、排水施設の構造といった県下一律に定められていた詳細な基準がなく

なることとなります。例えば道路構造に関する一例では、路面のアスファルト舗装またはコンクリート舗装を標準とすること等が規定されていましたが、この基準が削除され、法令どおりの基準となりますと、未舗装の開発道路であっても開発許可が下りることとなります。また、公園等に関する基準では、従来は0.3ヘクタール以上の開発行為について開発規模に応じて4から6%以上の公園を確保することとしていた規定がありましたが、法令どおり、公園等で開発区域の3%以上の確保となり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発にあつては、公園に限定しないで公園、広場及び緑地のうち、いずれか3%の確保で足り得ることとなっています。新たに施行される、開発許可制度に関する審査基準では、これら公共施設の構造等については、当該公共施設を管理することとなる町において、地域特性に応じた基準により協議することになりますから、町といたしましては、良好な住宅開発を促進する観点から、概ね従来の県開発許可要綱の基準を踏襲した形で道路、公園、排水施設の構造等に関しての一定の基準を整理すべく関係課と調整を行っているところであります。なお、これに伴いまして斑鳩町開発指導要綱、要領につきましても若干の見直しが生じてくることから、現在その見直し作業を進めているところであります。定例化中の委員会において内容の報告をさせていただきたいと考えております。以上が斑鳩町開発指導要綱及び要領の見直しについての報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見あればお受け致します。

中川委員 今の報告の中で、開発に伴ういろんな問題を抱えたまま、強制的にも徴収できない施設協力金については何も触れられていませんけど、施設協力金の、町長が廃止に向けて進めていくという説明されてましたけど、その件についてはどのようになっているのかお聞きできますか。

都市整備課長 今日まで議会等、指摘をいただいているわけですが、国からの通達そして裁判の結果の状況を見ますと、施設協力金について廃止していく方向で今現在考えております。周知期間等も考える中では、この作業を進めている要綱の見直しの中で検討できればという事では考えております。

中川委員 具体的に言うと、9月定例会である程度の形を作っていけるという事ですか。

都市整備課長 廃止する場合には、条文の施設協力費の条項を削除するという事で行けるという事になりますので、内部調整をしまして今の見直しの中でできればやっていきたいと考えています。

吉川委員 今、ざっと聞かせてもらったんですけどね、できたら要点とかポイントだけ文書で出してもらえないか。聞いただけでは分からない。何を検討するのか、説明を受けたけど私は内容全部把握はできない、今の説明を受けただけでは。失礼やけど、開発指導要綱についても持っておられる方、私ら前にもらってるけど持ってない方もある。もうちょっと資料を出して丁寧に説明してもらわんと。

都市整備課長 開発指導要綱、県の開発許可要綱が改正されると、それに伴って、一部町の開発指導要綱の見直しも出てくるであろうという事で今説明させてもらっています。今、県の開発許可要綱の中で詳細に示されている部分を今度別途、町の基準として定めていく必要があると、そうしなければ法令通りの県の要綱に添った形で進むという事になりますので、県の方は規制緩和の中でできるだけ負担をかけないというような方向で検討されていますから、斑鳩町としては今まで指導をさせていただいておった内容でもって、それを踏襲しながら整理をしたいと考えておりますので、今回詳細についてお示しはできなかったという事でございますのでご了承願いたいと思います。

吉川委員　　いつ頃私らに出してくれるのか。今もう説明したと、議事録見て検討せいと言われるのなら検討するけど、そんなん実際に聞いただけで検討できますか、県でやらはったやつを町でやるのだからある程度は課長が言われた通りになっていくと思うけど、ある程度報告受けた以上は、それに対してこっちも知っておかないと。何かあったら、説明してます、こうしてます、と言われる。いい時は委員会で前に説明して了解もらっている。口だけで喋って実際に他の人聞いてはったら、専門家ではないけど、課の人でも皆分かりますか。

都市建設
部長　　ただいま吉川委員の方からご指摘いただきましたが、この要綱の見直しにつきましては、9月定例議会の会期中の委員会でもって報告させていただいて、その中で検討いただくという事で、それに向けて現在作業中であると。本来ここで形を出せない状況で経過報告の必要もなかったかも分からないんですが、せっかくこのように閉会中に委員会を開いていただいていますので、こちらの方の作業の状況をお示ししたとそういう事でご理解いただきたいと思います。

委員長　　開発要綱見直しについて以前と今現在の比較出るように見直しをしているのなら、出来たらちょっと皆に資料でも出してもらったらと思います。

都市整備
課長　　先ほどの報告の中でもさせていただきましたように、9月定例会の中で、町で別途定める道路の構造等の基準も含めた形でお示しさせていただきたいなど。要綱、要領の中では別途定める基準によるというような表現の仕方になっていますので、その基準でどういう事になるのか、という質問もいただくという事になりますから、基準も含めた形でご報告をさせていただきたい、このように考えております。

委員長　　今報告を受けたという事で、できればこれの資料、役場の方で整理

されて旧と新の、どんな見直しをしたのかという事、資料としていつでもいいので、皆に出していただいたらそれで分かると思いますのでお願いします。

委員長 次に（４）観月祭について、報告を求めます。

観光産業課長 観月祭について報告させていただきます。本年で10回目になります、太子ロマン、斑鳩の里観月祭についてであります。昨年委員会でいただいたご意見を含め検討した結果、一定のリピーターもあることから、引き続き本年も開催することとし、秋分の日の前日であります9月22日月曜日の午後6時30分から上宮遺跡公園におきまして実施する予定で進めております。能という伝統芸能は、静かに鑑賞していただくことも必要と考えられることから、今後も引き続き実施していく考えから、視聴者にご負担をお願いすることとして、1人1000円の入場料をいただくことで準備を進めております。公演内容につきましては、能楽、半部、狂言、文山立、仕舞い、国栖、仏原、須磨源氏を予定しているところであります。簡単ですが観月祭についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見あればお受け致します。

三木委員 有料にした、1,000円とした基準は何ですか。

観光産業課長 算定基礎という形ではないですけれども、今までいかるがホール等のされている分も含める中で、多く利用していただくという考え方で設定させていただいております。

三木委員 今一つ分からないんですが、もう一度。何か、他と合わせた料金にしたという解釈ですか。

助 役 1, 0 0 0円徴収するという事がありました。その根拠は実際ないわけですか。だいたい1, 0 0 0円、単価を基準として徴収しようという事で考えてやったという事です。他のイベントに対する有料等を参考にしたという事ではございません。観月祭については観月祭で1 0 0 0円でやろうという事で単純に決めました。初めてでございますから、そういう考えで進めていきたいという事です。

三木委員 私もこの件について初めてなので、ご質問ともなるとは思いますけど、当然この1 0 0 0円は観月祭というお祭りに対して入場料、能に対しての観劇料という解釈でいいと思いますが、そうした場合に、もう一つは時間的には何時から何時で、また警備体制ですね、その辺はどうなっているのですか。

観光産業 時間的には6時30分から始めさせていただきまして、2時間、8課長 時30分までという事で考えております。警備体制、交通安全対策については、例年職員と関係団体の協力を得て進めていきたいと考えております。基本的には自動車のご遠慮をという考え方もしております。法隆寺駅からシャトルバスという事で考えております。

中川委員 去年と一緒に上宮遺跡ですか。去年まで続けて今年10回目でしたかね、かなりの見物というのか、お客さん来てもらってると思うんですけど、今年から初めて有料になって、例えば無料だと考えて来られたけど千円要ります、持ち合わせありませんでした、こういう時の配慮は考えておられるのかお聞きしたいと思います。

観光産業 上宮遺跡公園の現状を思い浮かべていただきますと、遺跡公園のぐるりには植え込みの状況になっています。そういう中で富雄川の堤防の関係、もしくは・・・の関係ありますけれども、今後それらについても周知を計って進めたいと考えております。

委員長 今、中川委員の質問は有料の問題だと思うんです。これはチラシ入ったかて、やっぱり入場料千円なら千円と書いてもらったらい訳たつけど、毎年同じように無料だと思って来られた時かなんからその事言われてると思います。

助 役 当然そういう事のないように十分PRして対応していきたいと思います。

中川委員 いつも前年度やったら、パンフレットを資料につけていただいていた、今年の資料はついてないからどういう資料か分かりませんが。日にちは分かりました、今まで通り無料で見物できると思って来られた方がおって、持ち合わせなかった時はどうするんですかという質問です。強制的に帰ってもらうのか、どういう対応されるのかお聞きしたい。

助 役 私が言いましたように、十分そういう事のないように周知して、たまたまそういう事があれば、十分に説明をしながら理解を願うという事をしなければならないと思います。その方、持っておられないからまた後からもらいますから入って下さい、というわけにはいかないと思います。観月祭に参加される方は十分状況を把握して、参加されると。今までの状況がそうですから。あくまでも資料ない人はほとんど来られない。十分調査して、観月祭に参加しようという意気込みをもって来られるということを考えておりますから、そのような方はまずおられないのではないかと考えております。今まで10回やってきた中では、そのような人はおられなかったように思います。

中川委員 今までは無料だから、そんな方は100%おられませんけれど。例えばおられた時に、折角ファンというのか、観月祭毎年見に来ていただいている方が、たまたま今年から有料になっていた。5人で来られて、3千円しかなかった。2人帰ってくださいという訳にはいかないと思う。住所なり、電話番号なり聞いて、後から徴収させてもらうと

いう形で、見てもらうという方向にもっていただいた方が有り難いと思いますが、どうですか。

助 役 中川委員のおっしゃることもよく解るんですが、一般的に入場料というものについては、払わなければ入場できないというのが原則ですから、先程申しましたように、斑鳩町の観月祭というのはより幅広く、周知されております。その中で、今年から入場料が要るということは、ほとんどの方が分かって参加されると思っておりますから、そういうことはないと確信を持って進めてまいりたい。ただ、トラブルが起こった場合は、その時の判断をしていきたい、このように思います。

中川委員 助役さん言ってくれているように、そういう方がひとりもおられなかったら、それに超したことはないんですが、おられたら、そういう配慮をしてもらったら、有り難いと思いますが。お願いしておきます。

委員長 まだ、パンフレットはできてませんの。約1月あると思いますが、できたら、早く配布してもらいたいと思いますが。

都市建設 部長 チラシの方、少し遅れておりますが、遅くとも今月中に制作しまして、委員の皆様方にも、事前に見ていただくということも考えております。入場料の関係でございますが、勿論入場料を取るわけですから、一定の範囲を決めるわけですが、中川委員も心配しておられたように、たまたま持ち合わせておられない方にも、配慮するということで、今考えておりますのは、そのエリアを区切って、全く外からは見えないという状況にはしないで、外からも見える。ただ、入場料を取る方については、能楽、狂言、仕舞については、間近で。そこで椅子を置くのか、どうするのかは、場所の面積的なこともありまして、検討を要するところがありますが、そのように考えておりますので、中に入れられない方が絶対に見られないという形にはならないと、考えております。

吉川委員 今、指摘されているように、今まで無料を有料にする。もう1月しかない。パンフレットもできていないなんて。今からPRできますか。心配されるのも無理はない。何かずっとやっていて、変わったことをする場合は、早い目に皆さんに周知しないといけないと思う。特に、無料を有料にする場合は必要だ。

助 役 パンフレットもできていないのは事実でございます。できるだけ早く作って、早く周知する。参加される方に十分認識していただく、万全な体制を取っていきたいと思います。

三木委員 今回10回ですが、区切りということで記念イベントにされるのか。先程から聞いていて、今まで無料だったものが、有料にする。助役のお話だと、来る方はそれを承知した上で来るので、そういうことはまずないであろうということですが、私が思うに、毎年来て、無料だと思って来る方はいると思う。今回無料から有料にされている場合、当然チラシにも1000円という数字が入るわけです。前回までと、今回で有料にしたとき、この方法については何か有料であるということ、来られる住民の方々に特にアピールするようなものはあるのか、しようとしているのか。無料でないということは、来られる方が必ず判断できて、来るのか。11回からも有料になるのかどうか。中のイベントについてはどうなるのか。今回は有料だったが、また来年は無料にするというのだったら、来られる方はどうなっているんだとなるから、その点はどうなんでしょうか。

助 役 今年10回目という事で、10周年という大きなイベントではない訳です。今までと演出の内容はほぼ変わらない。有料にした理由は、大体費用が、350万円ほど掛かるわけです。財源が厳しいなかで、住民に負担をしていただくということで考えております。

三木委員 今の話の中では10周年だから特別なイベントで、だから、お金を

取ってみようかなというように解釈していましたが、今までやっている内容と変わらないで、町民の方が来て、10回目からどうして金を取るのかということにもなるんじゃないですか。その辺町民に対してどういうふうな。

助 役 当然そういう方がおられると思います。何回も申しますように、我々有料ということを十分に説明をして、理解を得るということで進めてまいりたいと思います。

三木委員 中川委員も心配されている、来た方が、有料じゃなく無料じゃないのかと。終わった後に、来られた方々から、苦情がないようにしていただきたいし、私達の方にそういったことが耳に入らないように、きちっと2ヶ月間の間に、PRして、そういったことが起こらないようにお願いをしておきます。

助 役 三木委員のおっしゃることよく解ります。当然苦情も入るだろうと思います。適切な対応をしてまいりたいと思います。また、議員の方にもそういうことがあった場合は、先程説明いたしましたように、住民への説明をお願いしたいと思います。

中川委員 過去、平均何人ぐらい参加されているか。

観光産業 昨年状況で約1000人ほど来ていただいております。

課長

飯高委員 一律ですか、1000円というのは。

観光産業 今考えておりますのが、席の関係で1席で1000円という考え方をさせていただいております。すいません、一律でございます。

課長

委員長 飯高委員が言われているのは、大人小人、一律かということ。その

差はあるかないかということを言われている。

観光産業

区分なしに一律の1000円という事で考えております。

課長

飯高委員

子どもさんもおられるので、その辺ちょっと考慮していただきたいと思うのですが。決める際に問題はなかったですか。助役さんが、350万ぐらいいるということではなりましたが、1000人という事で、そうしたら350万要らないのかなと思うんですが、単純に計算してみますと。

助 役

単独事業でございまして、全て町が支出してございまして、その中で若干の負担をいただいて実施するという事でございまして、1000円をいただく。1000人も来られないと思うのですが、今度は700ぐらいであろうと思うのですが。貴重な財源を元に進めてまいりたいと思います。子ども大人の関係ですが、我々は一律1000円ということで考えておりますのは、例えばかかるがホールでイベントする場合に、子ども向けの場合、大人も入られる。こういう場合は割り振り決めるわけですが、観月祭のような大人向けのものにつきましても、子どもの入場料は決めていない。24日に開催する都はるみの場合もそうでございます。そういうことも含めて、これも同じ形で進めてまいりたいと思います。観月祭は一時中断しようかということも考えておりました。議員の強い要望によって継続しようということにもなったわけでございます。その中で、有料でやるということにもなりました。そういうことも含めて、委員の皆さんのご理解願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

飯高委員

今回有料ということでされた後に、住民の方からいろいろ声があった場合には、ご配慮ということでよろしく願いいたします。

中川委員

飯高委員の質問に関連しますが、例えば親御さんと一緒に来て、小

学校6年生の子が横に座りました。1席1000円なので1000円いただきますわな。2歳や3歳の子が横に座りました。やっぱりこの子にも1000円いただきますのか。

助 役 勿論、親御さんと一緒に子どもさんがね。乳幼児の方でしたら、無料です、どこに行っても。横に座れないでしょ、抱かないことには。それは、そうしてもらわないと、抱いてもらうとかして、座ってもらう。そういう配慮は、せっかく大勢の方が見に来られますから、席を譲り合って、楽しく見ていただく。席のことでトラブルがあっては困る。そういうことがないように、我々は整理をしていきたいと思えます。

中川委員 無料の場合は見に来る人が、椅子があったとして、立ち見になる。それは自由だと思います。早い者勝ちじゃないが、仕方ないと思えます。しかし、有料の場合は、もっと早い目から、きっちりとした決め事をしてこないと、今中途半端に、ただ1000円もらっとけや、見たいに決まりもないまま進んでいますやん。そういう問題の起こらないようにきっちり決め事して進めていってもらいたいと思えます。

吉川委員 今のに関連して、小学生以下は取らないとか、決めておかないと、向こうで整理に当たってもらう方々も難儀すると思う。何歳以上は一律いくらやと。委員会に諮らあったらいいんや。有り難いことに、誰も無料にしろとってないわけだ。仮に委員会で、取るなということになったら。そこは皆さん理解してくれている。それに応えるためにも、皆さんにPRしないといけないと思う。

助 役 いろいろ入場料の事等で委員さんにもご迷惑を掛けておるんですが、やはりきっちりとした内容で続けていきたいと思えますし、座席指定のような形も必要ではないかとも思っています。そういうことも含めて検討していきたいと思えます。町民とのトラブルを避けるとい

うことに力を入れていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

三木委員 有料ということて決まったんですから、これていくんでしようが、皆さん一番心配しているのは、無料から有料になったということて、来られる方がなんでだと、納得いくのか、納得いかない内容なのか。混雑は大丈夫なのか。警備体制大丈夫なのかということだとと思ひますが、やっていたらと思ひますが、無料から有料になるわけですから、来た方々が、見てどんな反応をされたか、その辺のところを意識して、後の対応についてご報告はいただけないのか。

助 役 当然委員会て、この観月祭が終わって、住民の意見もアンケート調査をしておりますので、報告をさせていただきます。

吉川委員 先程の質問に対して、年齢決めないてやるのか、年齢きめはるのか。

助 役 先程申しましたように、座席指定という形で進めてまいりたい。ということて、年齢を決めずに座席指定する。できるだけ、町長には相談しますが、小さいお子さんは遠慮していただくように、啓発していくべきものだろうと思ひています。能というもの、狂言というものを十分に認識していただける方て来ていただく、というものが観月祭でございますから、そういう方々ができるだけ来ていただくように、遊び半分て来ていただくのではなく、能を見て、狂言を見て、状況が観月祭にあうような印象を受けたと、喜んで帰っていただくように対応してまいりたいと思ひます。

吉川委員 助役さん、町税使ってやりますねん。確かに、助役さんいわはるように、それに興味あるものだけいったらいいけども、やっぱり知らんものて行って、興味もってもらおうということも大事やと思ひます。子ども連れて行って指定席やと。年も決めてない。難儀しますやん。

助 役 小さい子どもは解らないと思うんですが。小学校の子ども、児童は勉強していますから、そういう子どもは来ると思うんです。それはあくまでも座席指定してやっていくということで考えたいと思います。吉川委員のご指摘のように、乳幼児等が、解るかというのと、私は解らないだろうと思います。けれども、小学校の児童が、能を見、関心を持つ。これは座席指定の中で、親が負担をして見に来てもらうということで進めていきたいと思っています。ただ、町長がおりませんので、相談いたしまして、小学生などの能に関心を持っておる子どもについての配慮は、相談してまいりたいと思います。

中川委員 座席指定というのは、当日、Aの1番、Aの2番という指定やと思いますが、それだけの参加者、前年度は1000人、用意できますの。そんなもの、そこでぎゃーと言って、座席指定でないして、答弁しておけというような感じで今、いわはったんかもしれんが、それはそない決めてまんのか。座席指定できまんのか。

助 役 座席指定はできると思います。700人だったら、700人定員で締め切りです。やろうと思ったらできます。全部入れようと考えたら、それは無理ですよ。

中川委員 せっかく来てもらってる方、帰ってもらいまんのか。そういうこと言うてまんねん。

助 役 それは先程部長も説明いたしましたように、全然見えないところはない。いろいろなところから見えるという配慮はしていくとっておりますから、座席指定するのは人数を決めた中での、椅子の数での指定ですから、立ち見の指定はございませんから、そういうことを含めてやっていかなければならないと思いますので、それはできると思います。ただ、今も言われるように指定がなかった人については、付近

で見られるような配慮はしまししょう、ということでやっていきたいと
思います。

中川委員 椅子700並べました。700人は1000円で70万です。その
後ろ、立ち見は無料ですわな。中も外もおまへんねや。外から何も幕
も張らんと、外からも。休憩とろ。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時44分 再開)

委員長 再開いたします。休憩中に理事者の方でいろいろ考えていただきま
したので、報告願いたいと思います。

都市建設 観月祭でございますが、先程からいろいろ議論いただきまして、入
部長 場料につきましては1人、1000円ということで、当日の体制につ
いては万全を期して実施してまいりたい、このように考えております。
毎年アンケートも取っておりまして、アンケートの内容であるとか、
当日の状況を踏まえながら、今後、いろいろ問題が万が一出た場合に
は、そういったことも配慮しながら、今後の実施に努めていきたい、
そのように考えております。

中川委員 有料ということは、来てもらう方、お客様やから、お客さんに迷惑
かからんように、また、当日担当してもらう職員さんにもトラブルに
巻き込まれないように、内部で決めることは決めて、きっちり進めて
行っていただきたいと思います。

三木委員 残念ながら、見ておりませんが、非常に格調高い能と聞いておりま
す。今後、観月祭も斑鳩の観光という部分を含めた格調高いというも

のという捉え方をするならば、町としても、今後の方向性なるものも、きちっと掴んだ上で、お子さんの件も含めて、本当に楽しみで来られている方が、子どもが騒いでいたら迷惑です。そういうことも十分配慮した今後の事も考えて進めていただきたいと思います。

飯高委員 チラシの中で、そういうことを盛り込まれてするように、よろしく
お願いします。

委員長 報告が終了しましたので、次に移ります。次に、(5) いかるがの里
ふるさと秋祭りについて、報告を求めます。

観光産業 斑鳩の里ふるさと秋祭りについてでございます。本年の斑鳩の里ふ
課長 るさと秋祭りにつきましては、10月の第2土曜日であります、11
日に法隆寺門前自動車駐車場及びその周辺で実施することに実行委員
会で決定していただいたところであります。中心となります、太鼓台
の参加につきましては、法隆寺地区、龍田地区の8台が参加していただ
くこととなっております。また、幼稚園、保育所の手作りみこし6
台と自治会で所有していただいています3台についても参加の申し込み
をいただいています。なお、昨年にご寄付をいただきましたみこし
を本年も女性みこしとして活用するために、女性みこしの担ぎ手の募
集を8月広報に掲載したところでもあります。今後、ふるさと秋祭りの
安全な実施に向け、太鼓台の運行計画や出店計画、イベント計画につ
いて各部会で協議、検討していただいているところでもあります。以上
簡単ですが、斑鳩の里ふるさと秋祭りの報告とします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑、意見あればお受け致します。

中川委員 決定されているのかどうか、分かりませんが、要望として、竜田地
区で和太鼓の会いかるがの演奏というんですか。して欲しいという要
望が出ているんですが。

都市建設 質問ありましたとおり、そういったことが出ておりまして、実は昨年秋祭りがあった後、実行委員会の中で、今年度の秋祭りについては竜田地区の方でも、竜田の太鼓がただ単に、法隆寺の太鼓が終わって、勝手に帰っていくのではなく、向こうでも何かできないのかということで、実行委員会、特に太鼓部会の方で検討していただいております。現在計画しておりますのは、太鼓のパレードが終わった後、竜田地区の3台につきましては帰るに当たりまして、女性御輿と時代祭りの行列を賛同して向こうに帰っていく。そして、竜田神社内ではないですが、周辺で和太鼓演奏していただくという計画になっております。

委員長 他に、理事者の方から報告はございませんか。
以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。
続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

吉川委員 毎回同じ事を申し上げて申し訳ないんですが、まず、町道上にはみ出している物件について、その後どう対応されたのか、前の答弁された経緯からお聞かせ願いたい。2番目に、竜田川下流、県立公園の草刈りについて、これも毎年お願いを申し上げます。町長も一緒に行って、陳情はしていただいておりますが、15年度の見通しについてと、今現在1回目の草刈りはしていただいておりますが、15年度の今後の見通しについてお聞かせ願いたい。3点目に、三代川と富雄川の改修でございますが、現在の進行状況についてお聞かせ願いたいと思います。特に三代川、県につきましても、富雄川もJRのところは15年度からやってもらえると。もうじき9月に入ろうとしている。この時期で何の工事もやられていない。お聞かせ願いたい。4点目に、天理斑鳩線の改良工事ですが、14年の11月18日の委員会で前の部長より12月末完成するというので、現在行われていると

ころということで、聞いたわけですが、この路線についても、三代川の改修と含めて、どうされるのか、三代川改修やっていただくのは大いに有り難いんですが、下流の方で全然進んでいないような状態ですので、下流も含めて、3点目で申し上げた件と関連してきます。どうなっているのか。その後県の方に対して、どういう要望をしていただき、また、県としての回答がどうなっているのか、お聞かせ願いたい。もう1点は、委員会に対してですが、去年の11月から今年に入りましても、先程から申し上げてます点について、1度委員会として県へ要望に行くということで、提案をいたしまして、皆さんのある程度ご了解は得たものと思っておりますが、一向に話が出てこないの、どういう経緯になっているのか、お聞かせ願いたい。以上です。

吉川委員 特に、三代川、どの件についてもですが、12月11日、11月18日の、答弁の中でおっしゃっていることについて、どうなったということをお願いしたい。

建設課長 1点目の関係暫くお待ちいただきまして、次の竜田川公園の草刈りの関係についてですが、これについては県の方で草刈りを実施していただいております。その中で県としては町内だけではなく、県内全域という形のものがありまして、なかなか複数回の回数にはしていただけないのが実情であります。今日まで年1回という形で実施していただいております。先般も担当の課長に確認いたしましたところ、今年度につきまして、下流域について検討していると報告はいただいております。今後、確定していただけるように努力していきたいと考えております。三代川、富雄川の改修ですが、三代川改修につきましては、現在、個々それぞれの関係の、土地の関係について調査が未確定。というのは、民間で境界が確定できない、また、地積的に混乱をしております、そういった整理ができていない部分があります。併せて、上屋のものにつきましては、家屋調査の実施もしていただいております。これにつきましても全部ができていないという実情から、今年

度については3戸をしていただく形であります。JRの南側から3戸と聞いております。残りにつきましては、ビルの要素で、そういった関係の方がまだであるという形になっています。北側については、一部以前に調査したものがあまして、それが参考になるのか、資料的なものかということも検討されておまして、必要となれば調査に入るとのことです。富雄川ですが、以前に報告したと思っておりますが、現在県とJRにおきまして、富雄川に掛かっておりますJR橋の改修を、現在JRに発注されまして、JRが施工されるという形で取り組んでいただいております。現場は未だ着手されていないのが実情ですが、JRが工事にかかる準備中と聞き及んでおります。進入路につきましても、天理斑鳩から堤防を使って、進入できるように地権者の協力もいただいていると聞いております。天理斑鳩線ですが、14年の12月に完成すると、その当時報告させていただいたと思っておりますが、西の天理斑鳩との交差点であります、福德自動車前の3差路の交差点ですが、それから上流に向けて200メートル程度、宅地部分の買収が線的に完了いたしましたことから、県の方で暫定的に車道と歩道の部分の改修工事をしていただきました。少しでも、歩行者の安全等図るためにしていただいたものでございます。現在、それから先線の農地部分ですが、東洋シールの前の間につきまして、今年の春に現地の農地部分の立ち会いを実施していただきまして、現在その書類作成という形であります。ただし、東洋シール前のところでは、拡幅されて広がっておりますが、その部分について、県が以前に買収して拡幅しておりますが、その関係について、一部地権者との関係で境界確定ができていないというものであります。これにつきましても土木に行きまして担当と話をする中で、書類整理ができた後、早い次期に境界確定をお願いしたいという協議もいたしておるところでございます。農地部分については、立ち会い等が完了いたしまして、確定いたしましたら、全体的な交渉に入っていけると考えております。天理斑鳩の道路につきましても買収の関係ですが、三代川も併せてということではありますが、用地買収につきましても三代川も併せて買収さ

れています。以前の答弁の中で、同一の回答ではないという部分がありました。それにつきましては、一番最初天理斑鳩の事業をされるときに県は道路でされておりまして、そうした関係で当初は道路のみの整備で出発されていた関係で、一番最初に用地協力していただいた方については、道路のみの買収ということになっております。その後、地元と県と町で、調整する中で、それ以外の方については長年の時間はかかったわけですが、河川改修と道路拡幅と併せての用地交渉となりまして、現在その方向で進んでおります。道路につきましても、歩車道の確保という形で、分離した形での計画をされているという状況でございます。はみ出しの関係につきましては、住民の通行、緊急車両の通行の妨げのないようにということで、啓発もしておりまして、・・・・の関係につきましては生け垣の撤廃については、自治会長とも相談しながら、区域内に置いて協力していただけるよう相談をしております。今後もそういった形で、服部区域、北口等につきましても、指導しながら、協力をいただいたところもでございます。今後、そういった形で、繰り返しになりますが、地域的に推進委員さん、自治会長さんの方々と協議いたしまして、少しでもなくなるように努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川委員 はみ出し物件について、前々から何回もこのことについてはいっております。何十年もまえから言っている。一般質問でも何回も取り上げ。改良してくれたところありますか。私は場所を指定して言っています。吉川さんどんなつもりで質問してくれているのかと言われた事もある。一向に直らない。パトロールとして回ってもらっている。この間もごみ2つ落ちているの分かっている、もう拾ってくれるだろうと思っていたら、拾ってくれないんで持って帰った。何のためにパトロール回っているのか。交通安全週間の中で、信号機が木で見えないところ指摘して、いっている。みんなが何とかしないと、その場ではおっしやっている。その後何の処理もされない。何のために時間費

やしているのか。もう少し真剣に取り組んでもらえないのか。昔と違って皆さんの仕事量も増えています。難しいのはよく解っている。竜田川の下流についても、町長ああいう答弁までしてくれている。それなりに努力してもらっていることも知っています。現実にもならない。17日も美化キャンペーンする予定でしたが、前の晩の雨で入れるような状態じゃなかった。環境整備やっていこ。一回始めに出した予算書読んでください。どう書いてくれてます。もう少しひとつづつ片づけて行こうという気になってもらえないのか。三代川改修、富雄川改修についても、県の方に要望してきますばかりや。9月の定例会で、三代川改修、富雄川改修について、竜田川についても、何日、誰に、要望してもらったのか、出してください。天理斑鳩の県道の改良についてもです。三代川改修がなったら、下流の方で大変だな。水つき起こらないかな。懸念があります。これも道路と併せて、三代川改修をやろうということで、皆さんからいろいろなご意見出て、今まで議員の中から何人でてますの。今日言いたいのは、早くできるだけ、改良、改修工事をやってもらいたい。併せて、斑鳩町地内の改良について、どう考えておられるのか。この度改良してもらおう、上の方に橋があります。大型は通行止めやと書いてあっても、大きな道路になったら、どうしても通りますがな。法的には通行止めになっているから罰せられるかもしれませんが。斑鳩の町中をどうやっていくかということ、今からでも絶対遅いことはないと思う。それをやらないから、どこを見ても、よその町内からぼろくそに言われるんや。1点目から、4点目までの答弁結構ですので、9月の定例会中の委員会で、文書で、これだけの要望して、進んだというものを教えてください。併せて最後に申し上げた、斑鳩町の特に天理斑鳩線の改修後の福德自動車からの取付をどう考えておられるのか、併せて聞かせてください。

最後に、前からお願いしてます、やはり町へもお願いするんですから、私達も県へ陳情要望にいったらどうかということで、去年も賛成をしていただいて、いろいろあって行けなかったんですが、私達もそれに対して、最大の努力はしないとイケないと思う。委員会として再

度確認を取っていただいて、もうそんなんええやないかとなれば、後は自分なりにひたすら考えて、お願いに上がることになろうかと思えますので。私は町として、町議会として、今遅れております町内の県の工事について、早い機会に、担当は勿論、知事さんのところまで行くべきだと考えておりますので、皆様のご意見をまとめていただければ有り難いと思えますので、委員長よろしく申し上げます。

委員長 今、吉川さんの意見で、要望行っていたということについて、定例会までにだして欲しいということで、できますか。文書で。

都市建設 我々もずっと交渉しておりまして、経緯について作成して、次回の部長 委員会に報告書として提出させていただきます。

委員長 吉川さん言われたように、陳情ですが、委員会として各委員どうですか。県の方へ一緒に陳情にいていただけますか。

(各委員了承)

委員長 これは委員会として行くということ。便乗してもらおうということなしに、委員会として行くということにして、どうですか。日程は皆さんとご相談してやりたいと思えます。よろしく申し上げます。

委員長 これは吉川さん、9月定例会入るまで。

吉川委員 やり方については正副委員長にお任せします。

委員長 それではそのようにします。他にございますか。

飯高委員 目安地区の大和川河川敷の堤防の道路計画なんですけど、現時点での進捗状況、地元自治会との対応についてお聞かせ願いたい。

建設課参事 先日も申し上げましたが、河川管理者の対しまして7月25日に計画図面を提示いたしました。河川占用条件等について協議を行ってまいりました。現在その条件に沿うよう、一部図面を修正しているところでございます。併せて、JRの踏切の方も大和路線保線区にも図面を示させていただきまして、後日大阪支社と踏切改良について協議を行うこととなっております。現在日程調整を行っている最中でございます。この内容につきましては、先日自治会長さんの方に報告させていただいている状況でございます。

飯高委員 大和川、1.6キロの計画の進捗なんですが。

建設課長 今、委員がご指摘の全体路線として1.6キロという形で申されています。今日まで村の方で協議させていただいておりますのは、まず、村の西側のところまでを第1工区という形で考えておりまして、村の中につきましては、第2工区、神社から東側、県道大和高田斑鳩線までを第3工区というかたちで話をさせていただきまして、第1工区につきまして、今参事の方から報告しましたように、地元と協議する中で、一定のご了解も得ましたので、現在大和川工事事務所と協議、また、JRとも協議を進めている段階であります。今後のスケジュールにつきましては、前回の申し上げたと思いますが、官民境界、民民境界等の立会いを準備すべく、作業をしております。この区間について、地元と、資料が収集されました後に、地元へ第1工区の説明をしながら、区域の地権者の方についての立会いをお願いしていくという形になっております。内容については逐次、自治会長も来庁された折には、報告もさせていただいておりますが、役員さんについては今現在、説明する機会というのですか、時期的にもう少し町の方で書類整理ができた段階で、役員さん等にも説明したいと考えております。

飯高委員 説明会なんですが、大体いつ頃になりますか。

建設課長 先程申しましたように、JRから東へ向いて先線の関係で、立会い
すべく書類整理をしております。一度に村のところまで、立会いする
には相当時間的にも掛かりますので、その中でも区間を割って立会い
をしていただきたいというふうに、準備作業をしております。その区
間につきましても、潜水橋というんですか、沈み橋というのがありま
すんで、その付近まではしていきたいと思っております。ですから、
そういった関係で、地権者の関係、また書類的な整理中ですので、整
理が出来上がった段階で地元の方で、道路委員さんという形で役員さ
んもおいでいただいておりますので、その方々に説明をしながら、関
係者の立会いをしていきたいと考えております。ただ、時期としては
出来ましたら秋ぐらいにはしていきたいと考えておりますが、書類の
整理等についても十分把握しながらの関係でもありますので、若干前
後する可能性もありますが、そういった状況でございます。

委員長 他にございませんか。
その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長
にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受
けします。

(助役挨拶)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。
(午前11時29分 閉会)
